平成２３年（フ）第３１６号
群馬県高崎市中島町111番地11
破産者　有限会社ケイワークス高野組
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１４７３号
千葉市中央区都町１丁目16番18号
破産者　有限会社小檜山商事
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９９号
静岡県浜松市西区村櫛町4668番地の39
破産者　有限会社ニュービレッジ（旧商号有限会社シュウ・シンムラ）
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９１８号
福岡市東区唐原５丁目９番26―101号
破産者　園田布志子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９７３号
福岡市早良区高取１丁目１番34―201号
破産者　野間口博信
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９９２号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ１丁目18番７号
破産者　相坂　俊和
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５３号
静岡市葵区追手町10番806号
破産者　宇佐美博之
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６０号
仙台市青葉区昭和町３番７―1102号、開始決定時の住所仙台市青葉区水の森２丁目10番27号
破産者　海老名修平
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
仙台市青葉区昭和町３番７―1102号、開始決定時の住所仙台市青葉区水の森２丁目10番27号
破産者　海老名よね子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
宮城県登米市津山町柳津字町46番地１、開始決定時の住所宮城県大崎市岩出山下野目字南山179番地１　大崎太陽の村
破産者　小野寺東二
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
宮城県大崎市古川駅東３丁目７番53号　レジデンス愛103号
破産者　菊地　俊一
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
宮城県石巻市蛇田字新下前沼85番地３　村松住宅Ａ号
破産者　今野南海子（旧姓千葉）
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
山形県東置賜郡川西町大字下小松3331番地15、開始決定時の住所山形県東置賜郡川西町下小松831番地
破産者　舩山　節子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１４１号
福島県いわき市仁井田町寺前18番地の７、前住所茨城県北茨城市大津町北町1110番地の15
破産者　小林　政明
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１５９号
福島県いわき市内郷高坂町立野54番地　根本アパート、前住所福島県いわき市内郷高坂町立野51番地
破産者　根本　弘樹
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３２９号
川崎市幸区小倉３丁目22番27号、開始決定時の住民票の住所川崎市幸区小倉806番地23
破産者　加藤くに枝
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
横浜市神奈川区松見町３丁目936番地13
破産者　齋藤　　学
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
横浜市神奈川区松見町３丁目936番地13
破産者　齋藤　裕子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
長野県須坂市大字須坂1453番地
破産者　小林　　宏
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係